

会議録

平成 29 年 5 月 11 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 1 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午後 1 時 30 分～午後 2 時 58 分
事務局 吉 田、西 嶋

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 ただいまから第 1 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

早速、本日の会議を開きます。

次第については、皆さん配付のとおりでございますが、調査事項につきましては、先日、議員懇談会の中で説明をいただいた、いさりびと恵心園との経営統合についてでございます。

本日配付の資料については、前回の資料と重複する部分も多々ありますので、前回の議員懇談会で説明をいただいた部分は省いた中での新しい部分についてのみの説明を求めたいと思います。

2. 調査事項

(1) <保健福祉課・病院事業>

・老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について

平野委員長 それでは早速、説明をお願いします。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 それでは、どうぞよろしくお願いたします。

資料に基づき、経過報告をいたします。

1 ページ目から 2 ページ目にかけては、いま委員長がおっしゃったように、先日の 4 月 28 日の議員懇談会で内容につきましては、説明をしたものと同じものとなりますので、最終的に現在の運営方針ということで、4 月 19 日の 2 ページ目の中段になります。4 月 19 日の第 7 回恵心園・いさりび併設協議というところをご覧いただきまして、説明のほうを

進めさせていただきます。

まず、運営方針の確認といたしまして、現在のいさりび、老健として運営をしているこの施設を特養として転換をし、80床プラスショートステイ、短期入所を8床設けた中で、運営をしていきたいと。そして、デイケアにつきましては、現在も定員30人でデイケアは運営しています。しかし、恵心園のほうでデイサービスも現在運営をしていることから、これはデイケア一つに絞った中で、デイケアの運営日数を増やした中で、デイサービスをカバーして運営していきたいというふうに現在では進めているところでございます。

そして、施設の改修は2階・3階、これを現在は老健の施設に適合してございますが、特養として必要なものが特に浴室という部分が改修が大きく必要になってきますが、この部分を設計委託として計上をしていきたいと考えております。

また、(3)番の入所者の処遇。これにつきましては、恵心園に現に入所されているかたは、いま多床室という入所の状況でございますが、いさりびに移りますと個室、ユニット型の一部負担となりますので、その分毎月の負担金が本人が負担される金額が上がるということになりますので、その部分入所者本人、家族へきちんとした説明を行い、入所者の処遇というものについては実施してまいりたいというふうに考えております。

また、職員の処遇につきましては、給与、就業規則などこれらにつきましては、引き続き検討を進めていき、現行の職員が全て配置できるよう部署の確認などを進めていきます。

加えて現在、特養として運営した場合の30年度の予算、これはどのような形になるか収支というものの精査を現在進めているところでございます。そして、このことにつきまして4月28日、皆様にご説明を申し上げます。

それでは、2番のこれを進めるにあたっての課題などにつきましてでございます。

まず(1)といたしまして、特別養護老人ホームの増床について現在、50床から80床に増床。これにつきましては、南渡島高齢者保健福祉圏域連絡協議会での調整が必要となります。この連絡協議会というのは、渡島の長万部と八雲を除いた9市町で構成される協議会となっております。特養・老健の整備というものは、ここでの協議が整わなければ整備をすることができないこととなっておりますので、30床の枠というものをこの協議を調べて、調整いただくということが必要となってきます。このことにつきましては現在、この協議会を開催していただくように、渡島振興局のほうへは通知しているところではございます。

(2)の入所者の処遇についてでございます。一つ目、アといたしまして、まず恵心園の入所者につきましては、ここは大きく多床室から個室へ環境が変わること。それから、一部負担金というものの増加というものが見込まれますので、丁寧な説明・適切な対応というものを当然ながら図っていきたいと。また、一部負担金につきましては、激変緩和などの措置をできないかどうかということも含めて、協議を進めていきたいと考えております。

イといたしまして、いさりびの入所者につきましては、老健から特養へと変更になることから、国保病院との連携を図りながら、恵心園の入所者と同じく家族・入所者本人に丁寧な説明・適切な対応というものを図ってまいります。

(3)です。職員の処遇につきましては、身分・給与、特に給与につきましては、現状を下回ることはないような制度設計というものをしていきたいと考えております。規定などの整備により、その辺は今後協議を進めてまいります。

そして、(4) 番です。老健施設の廃止。在宅復帰の中間施設、これがなくなるということになります。特養のショートステ、これをまず 2 床から 8 床に一番最初に申し上げましたように増床。そして、国保病院の中には包括ケア病床・リハビリ等が行える包括ケア病床、これが 20 床設けられております。また、訪問看護・訪問リハ、これら国保病院との連携を図る中で、中間施設の代替として考えていきたいというふうに思っております。

3 ページ目をお開きください。

現在、想定している今後のスケジュールについて、表にまとめております。

既に終わっております 5 月 10 日、きのうになります。社会福祉法人恵心園さんの理事会のほうで、町の方針というものを説明しております。大野副町長と武藤室長と私の 3 人で出席した中で、理事会のほうへ説明をしております。理事会の中でも包括ケアシステム自体が後退するのではないかと、そのような質問等もございましたが、そこにつきましては丁寧な説明をして理解をいただいたというふうに思っております。決して、その法人解散というものが前提ではなく、あくまでも理事会のほうでその辺も決定していただきたいということで、投げかけをしているところでございます。

そして、本日が 5 月 11 日、常任委員会での経過と説明となっております。

あすです。5 月 12 日、副町長が渡島 3 町、そして副町長会、渡島管内の副市町長に對しまして、当町の方針等を説明する予定となっております。

そして、今月中旬、もう中旬ではございますけれども。法人解散、これにかかる手続きというものがたぶんかなり煩雑・複雑なもの、難しいものがあると思いますので、こちらのほうは一度法人側から恵心園さんのほうから渡島総合振興局の社会福祉課のほうへ相談に行って、いろいろアドバイスをいただくという形を取ることとなっております。

また、今月の下旬までに先ほど申し上げましたように、南渡島圏域の協議会で整備枠の協議、承認というものをいただければということで、社会福祉課のほうへは文章にて依頼をしているところでございます。

また、今月末までに法人と町、病院事業も含めてでございますが、基本合意をできればと思っております。運営体制や入所者の処遇、そして職員の処遇、この 3 本が大きな柱になろうかと思っております。

次に中段、6 月の 20 日・21 日の第 2 回定例会、ここまでに設計にかかる委託料の補正予算の提案をしたいと思っております。

そして、議決がされましたあとには 6 月下旬には契約、そしてあわせて特養・老健の入所者、本人やご家族へ説明、そして意向等の確認を 6 月の下旬からはじめていきたいというふうに考えてございます。

また、7 月の下旬ぐらいには住民に対する説明会も行いたいというふうに考えております。

7 月下旬ぐらいには、設計のほうの完成ということを想定いたしまして、8 月上旬には工事費等の予算要求。これもこちらの勝手な思いですけれども、8 月の下旬ぐらいには臨時議会等で補正予算の提案をさせていただければというふうに考えております。

それがとおりましたら、8 月の中旬以降に入札、そして工事契約を完了いたしまして、2 月末までの工期をもって改修工事のほうを進めたいと考えてございます。

そして、3 月になりましたら、特養から老健への移転、入所者の移転等を行いたいと。

そして、30年4月1日、特養で運営を開始したいというあくまで予定でございますが、今後のスケジュールということでお示しいたします。

また、下のほうに書いてございますように随時、特に北海道とは連携を図りながら、手続き等を進めていかなければならないと思っております。

一つ目の老健の廃止、二つ目に社会福祉法人の解散、そしてそれに伴う財産処分。そして、特養を変更、若しくは新規での設置になろうかと思っておりますが、その辺社会福祉課、渡島保健所と協議をしながら、手続きのほうを進めていきたいというふうに考えてございます。説明につきましては、以上です。よろしくお願ひいたします。

平野委員長 それでは、説明が終わりました。前回、議員懇談会であったので、その中で質疑を控えた部分もあると思っておりますので、きょう説明のなかった部分も含めて各委員からの質疑を受けたいと思っております。

吉田委員。

吉田委員 議員懇談会の時は、報告という形の中で行われて質問を控えたのですが、今回の特養・老健の施設に入ると。老健を作って私も議員成り立ての頃、建築に携わったものですから10年ちょっとですよ。その部分で、老健の部分の返済の部分というのがありますよね。教育だったら学校何年作ったら、20年使ったらその分いろんな施設に代えられない。たぶん老健と特養施設というのは介護の部分ですから、その部分が何ら問題がないのかというのがまず1点なのです。

それと、今回の合併というか特養にあたり、一番大事なのが特養の理事者の人達。きのう、たぶん副町長も含めて3人で理事会に出たのですが、ある人に聞いたら町の老健が困っているからという言い方もされていたのです、私は。その辺ではたしてそういうふうに思っているのか、どっちがどうなっているのかというのが一番ちょっと心配な部分だったのです。両方いま老健もたぶん人手不足というのが現状の中であって、いろんな部分で困っているから一つになるのでしょうという話なのですが、その辺が心配だなというのが一つなのです。

それで、きのう10日の日にきちんと理事者のほうとその部分の話をしてきたと思うので、その部分でやはり意思統一をしてもらわないと上手くいかないと思うのです。そして、スケジュール的に1年もしない中ではじまるというのは、かなりハードな仕事になってしまふのかなという気持ちがしています。この辺、施設を利用する人、そして家族の人達でもかなりこれからいろんな問題が出てきそうな部分でありますので、その辺慎重に行ってもらいたいということです。取りあえずその部分で、きのうの部分での理事者との話し合いというのが一番重要視されるので、その辺で詳しい部分をお願いしたいなと思っております。

平野委員長 副町長。

大野副町長 お疲れ様です。

きのう、恵心園の臨時理事会ということで開催をされました。その中に、4月28日議員の皆様へ報告をしました内容を持って、話を進めさせていただきました。いま吉田委員が心配のように、どちらが原因でこういう話になったのかということについては、双方なんだということの再確認をしたつもりでございます。それは、特養側は人手不足です。そして、施設の改修をしていかなければならない。それは、独自財源をお持ちで自らやっていたらよろしいのでしょうかけれども、そういう状況にはないと。整備を進めていく上では、

町に支援を求めるとというのが理事会の考え方ですから。さらに昭和 60 年に建った建物、1985 年ですけれども、32 年経過して 60 年の耐用年数のある建物だとすれば、この先改築がまた移転改築もしなければならぬ。そうすると、8 億 5,000 万円のお金がかかると。こういったことを前段で説明をした上で、看護師不足で 3 割の介護報酬のカットも目の前にきているとかそういう話があるので、老健のほうの空き部屋がありますので、そこを上手く使うことによって双方のデメリットをメリットに変えることができるのではないかと途中で話を進めましたので、ただこのことをいくら説明をしても「老健のほうの経営側が悪いのでしょうか」というふうに受け止めていらっしゃる理事さんもいらっしゃるようです。何度も説明をしますけれども、外でどのようにお話をされているか私も承知はしていませんが、「老健が経営が大変だから協力しなければならないのでしょうか」となっていることを言われているとすれば、せつかく説明をしてきたことが何だったのかなという不安がありましたので、きのうは「ここで特養 80 床ということで経営をすれば、社会福祉法人が継続して経営することは可能ですよ」と。「理事の皆さんでここでもう一度話し合いをして結論を出してください」という投げかけをしています。きのうは、昼前にやったのですけれども、私達が退席したあと臨時理事会を継続されて、町のほうに経営をお願いしていきたいということで、施設長から私のほうに話かきていますから、理事会の総意としては町が困っているから恵心園のほうで協力をするという話ではなくて、恵心園の理事会自らが今後の特養の経営については、行政でやってほしいというような回答になったというふうに受け止めております。

整備の費用なのですが、補助金は入っていません。借入金だけでやっています。それについては、施設の建設目的が介護福祉施設でありますから特に変更ということで、例えば借入金の繰上償還をしなければならないとかということはありません。ただ、認可状の手続きの変更がありますから廃止をして、改めて開設の許可を得ていくという手続きを踏んでいくことになります。

平野委員長 羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 恵心園につきましては、近年ですとスプリンクラーを設置した際の補助金等がありますので、その辺の補助金のことにつきましては、振興局とその辺はきちんと協議をした上で、どのような手続きになるかというのは進めていきたいというふうに考えております。あと、いさりびの関係は事務局長のほうから。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 老健のほうにつきましてはの補助金は、建物には全く入っておりませんので、特に問題はあります。企業債の償還につきましては、過疎債と介護サービス事業債の二本立てで借り入れしております。過疎債については今年度で償還が終わります。ですので、残りは 13 年間介護サービス事業債を約 3,000 万円ずつ償還していくことになります。こちらのほうにつきましても、副町長がご説明したとおり、同じ目的の施設として利用する方向ですので、届出等は必要になるかもしれませんが、繰上償還等につきましては発生しないという認識でございます。

あと、補助金につきましては、建物は入っていないのですけれども、ここ数年間で車、そして 28 年度であれば介護ロボット等が入っておりますが、これについては引き続き施設として利用していきますので、こちら補助金の適化法とかには特に問題なく返還が生じ

ないというようなことで認識をしております。

平野委員長 いまの結局、町が投げかけたのではないのかと私も確かに周りから聞いたことがあるのです。というのも5月10日、理事会で町の方針説明。これは、あくまでたたき台を作っているのは町なのですけれども、両者がいるわけです。両者の方針ということで、進めているということでももちろんいいのですよね。皆さんもそのような話が出た時には、そのようにきちんと説明を町民のかたにわかりやすくしてあげてください。

ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 いま委員長もおっしゃいましたし、副町長も老健、恵心園どっちが大変だという問題は、いま町民のかたがいろいろ説明をしたにも関わらず、混乱されている部分は確かにあるのかと思います。ただ、私は先ほど副町長が説明をしたのが本当に実情であると私自身思っているのです。

そこで提案なのですが、今回の合併は我が町にとって苦し紛れの選択ではなくて、町や町民にとって明るい選択であるという意味も込めて、例えばですけれども木古内の新しい福祉の時代がはじまります。例えばです。建物の名前が新たに新しくなるのかわかりませんが、そのようなPRをする明るいイメージのポスターであったりとか、ポスターじゃないにしても広報なりその施設内に貼る掲示物というのでしょうか。本当にプラスで明るいポスターそういうイメージを発信していくことで、町民のかたの理解も得られやすいのかなと思いました。これは、提案の一つでございます。

もう一つ質問がございまして、社会福祉法人の平成28年の4月1日のいわゆる現状の報告書の中で、社会福祉法人が元々大きく分けて大枠で3事業あると思うのですけれども、公益事業、収益事業、その他の事業。その中で、例えば公益事業でしたらボランティアの育成に関する事業だったりですとか、収益事業でありましたら売店の経営でしたりとか、その他の事業の中で介護云々とか、合計で確か27事業あると思うのです。確かに恵心園さんは、お正月に地元の若いボランティアの人を集めて餅つきをしたり様々なことをされているのですけれども、その中でいわゆるレクの活動であったりですとか、あとは生活の部分で言いますと保険がかからない例えば髪を切る理容室代金ですとか、様々な事業が27事業あるのですけれども、今回合併をすることで引き継ぐ事業というのは具体的にどれぐらいと考えておるのでしょうか。一応その確認をしたいなと思ひまして。と言いますのは、入居者のかたがもちろん2ページの大きな2番の課題等についてで、だいたいの大枠は私はカバーができているとは思っているのですけれども、ただ生活をする中で本当に細かい部分。いろんなかたの力を借りなければいけないこととか出てくると思うのですけれども、その中でだいたいの大枠と言いますか何事業くらい引き継ぐのだということを教えていただければと思います。

平野委員長 副町長。

大野副町長 まずポスターの件なのですが、これからいろいろ詰めをしていく中で、そういう場面があれば意見としてお受けしておきたいと思ひます。

いまのところの進みとしては、7月にスケジュールに書きまされたように、住民説明会というのを予定しておりますので、その中でいろんな意見をいただきながら、今後の住民周知なりについても図ってまいりたいというふうに思っています。

また、いまございました社会福祉法人の関係、これは社会福祉事業法のほうの一部になるのですけれども、確かに公益事業と収益事業とございます。社会福祉協議会であれば公益事業もやっておりますが、社会福祉法人木古内萩愛会は収益事業です。老人ホームを経営するというので、収益事業のみに特化してやっているわけですから、いまおっしゃったようないろんなほかのボランティアだとかそういうことについては、受け入れる側であって提供する側ではないというふうな認識を持っていただければというふうに思います。

平野委員長 そのボランティアだけの話に限らず、現状の恵心園で入所者にやっているサービスをどの程度、経営方針として継続していくのかということも現状でもし協議と言いますかこれからであればこれからでもいいのですけれども。

武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 補足説明になりますが、いま恵心園さんで行われているのは、大きく分けて特別養護老人ホームとデイサービス事業、この二本立てになるかと思えます。

そのうち、町のほうでいまいさりびと合併協議をしているのは特別養護老人ホームのほうで、デイサービス事業についてはいまいさりびのほうでやっているデイケア事業、こちらのほうに特化をしますので、基本的に特別養護老人ホームを引き継ぎ、デイサービスを廃止していくと。その中の特別養護老人ホームの中で行われているいま鈴木委員がおっしゃいました、例えば利用ですとかボランティア活動なんかは特別養護老人ホームの中で行われているものだと思いますので、そちら処遇に関してはこれから恵心園さんのほうと引き継ぎになった場合はいろいろ詰めていって、基本的にいま現状やられているものは引き継いでいくのかなというふうに考えております。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 私なりに理解をいたしました。すごくタイトなスケジュールで、本当に大変な1年になるかなと思うのですけれども、やはりこれを成功させるためには、そこで働かないかた、入居しないかた以外の例えば普通の一般の町民のかたの理解でしたり応援でしたり、お手伝いというのが非常に大切になると思いますので、その辺りも含めて慎重且つ大胆に進めていただければと思います。以上です。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 いま先ほど来、鈴木委員からご提案がありました件につきましては、町としても検討をしていき、いま議会のほうで来月の定例会のほうでご承認をいただいたあとには、先ほど課長がスケジュールの中で申し上げましたが、住民説明会等々を予定しておりますので、その中であるいは広報の中で丁寧に説明をしていき、ボランティアのご協力を得られるようなことを考えていきたいと思えます。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 いま武藤室長から言われたデイケアの関係。いままで例えば特養恵心園の場合、デイサービスでずっと事業展開をしてきて、それがデイケアにすると。そうすれば、いまの老健の作業療法士なり理学療法士を特養に配置をするというそういう考えなのかどうなのかということの一つ。

それと、先ほど副町長が言われたきのうの臨時理事会の中での双方のやり取りの中で、先月の28日の時も例えば運営形態、公設公営なのか例えば公設民営も考えがあるだろうと

いうことで投げかけだけをしたのですが。それで、そこで先ほど副町長の答弁からすれば、特養恵心園さんでも例えば老健の施設を使って運営できるよということで投げかけたけれども、施設側のほうの理事者が特養ではできないから町にお願いしたいというふうに聞こえたのですけれども、それでいいのかどうなのかまず確認です。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 それでは、先に竹田委員さんのほうからご質問のありました作業療法士、理学療法士の件について、現状の考え方をご説明申し上げます。

いま病院のほうでは、理学療法士と作業療法士、あわせて 5 名の職員がおり、老健には理学療法士が 2 名、そして柔道整復師が 1 名の計 8 名がおります。

現在、入所者数が 50 名台になっていきつつあることもあり、老健では 2 名を置いて十分対応できるということで、1 名を病院に持っていくことで施設基準が上がって、同じリハビリを提供しても単価が上がるといいうことで、コストパフォーマンスに尽きるということで病院に多く配置しております。

このあと協議次第になりますけれども、デイケアを一本にして年間 365 日に近いだけやるとすれば、当然現状の人数では足りなくなりますので、新たに確保する必要があるのかなと思います。

現在、実際何名必要なのかというのははじいてはいますけれども、確定ではありません。私の考えでは、柔道整復師を使ってあと 2 名くらいいけば何とか回っていけるのではないかなと、4 プラス 1 の 5 名で。ですから、最低 2 名の採用ができればデイケアのほうも回っていけるのかなというふうに考えております。

この数年間、理学療法士の大学や学校のほうに就職活動でお邪魔をさせていただいているのですけれども、だいぶ学校も整備されてきて、札幌市内はほとんど飽和状態にあると。

ですので、理学療法士、作業療法士についての採用については、数年前に比べたらかなり容易になってきているというのが実情でございます。函館市にも来年度新たに学校もできますし、札幌市内でも 4 年生の大学に行っていて定員が埋まっていないというような状況にありますし、あわせて紹介会社はこれまで作業療法士、理学療法士についても紹介をして、その年収の 20 % を手数料として取っていたものが、いまはもう無料で紹介というようなことになってきておりますので、なかなか厳しい面はあるかと思いますが、以前に比べたらだいぶ採用のほうについても容易になってきているということで、何とかなるのではないかなというふうな認識でいるところでございます。

平野委員長 副町長。

大野副町長 公設民営ということに関して、町の施設を使って老健を廃止したあと、特養経営を社会福祉法人が行うことができますという話をしたところ、理事さんからは建物の使用料がかかるのでしょうか。それは、建物を建てていま先ほど事務局長が言ったように、福祉サービス事業債 3,000 万円ほど毎年返していますから、やはりそれは行政としてもほしいわけですから、そういうのはいただきますよ。恵心園側の事務局長、施設長についてもその辺は理解しておりますから、そうすると法人として経営することについては、結構ハードルが高いですということを理事の皆さんにお話をして、理事会としては困難だねという結論が出たというふうに伺っております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 まずデイケアの関係ですけれども、例えば確かにいま言う現状の実態を見れば理学療法士プラス柔道整復師でデイケアを処理している。30名にする場合、いまの3名の体制ではやはり不足だ。だから、補充をしなければならない。補充する目途はいまの状況からすれば何とかなるだろうと。そこは、いい。だけれども、私がやはり心配をするのは特養でしょう。中間施設の老健であればデイケア、当然やはり中間施設で在宅復帰ということを目指すためには、デイケア・リハが必要だと。そして、デイサービスよりデイケアのほうが単価が高い。ということは、プラス住民負担が増えるということ。だから、そういう要素も含めて。ただ、もしいまの検討しているデイケアではなくてデイサービスにしようというふうになった場合に、それができるのかどうなのかという部分も含めて。私はやはり前に言った、ここで特養の多床室からユニットの個室になって、料金が高くなる。その部分は激変緩和とか経過措置をいま考えているということだから、それはそれでいいのだけれども、何もかにも例えば移行することによって、住民負担が増えるということはどうなるだろうという心配がある。ですから、特養の入所者も例えば入所に関係ない、当然外来とかそういう体調ですから、デイケアでもいいのかなという思いもするのだけれども。ただ、やはり移行することによって全部がいままで例えば300円負担していたものが400円になるといったら、金額は別にして額は別にしても、増えるということはやはり抵抗があるのです。私はそう思うのです。だから、その辺どういうふうにあれしていくのかなというふうな思いがちょっとあるのですよね。

それと、副町長に先ほど答えていただいた公設民営。これはやはり副町長、どうなのだろう。どっちがどうだというわけでないけれども、先ほど吉田委員も言っていたように、どっちからの呼びかけどうこうと。そういうキャッチボールではないのだけれども、やはり町としての考えとして、これから人口減少等々の考慮した場合に、公設公営でいいのだろうか。やはり公設民営でいくべきだという例えば庁舎内の試算とかそれをきちんと固める中で、例えば特養恵心園の法人と折衝をして、こういうふうにすれば何とか法人としての経営はできないだろうかというふうにならなかつたのかなというのがいまになってからそういう振り出しの議論をしてもどうしようもないと思うのだけれども、何かその辺が。これからの町のやはり規模からしてもどうなのでしょうという思いが個人的な部分も含めて思っているものですから、いまさらこの部分は公設民営の議論を再度しようというふうにはならないと思うのだけれども。ただ、そういう町の考え自体がどうだったのかなと。どっちでもいいのだというふうになって、「法人さん、やりませんか」、「できない」、「そうしたら町でやります」、そういうものなのかなというふうにいまつくづく思うのですけれども。そうではないの。

平野委員長 副町長。

大野副町長 段階を踏んでやってきているわけですし、12月の時点ではご説明したように、「老健の1フロアを使って法人でやりませんか」と。その法人でやりませんかというところに至った原因というのは、法人の経営がこれから行き詰まっていくだろうと。建て替えも含めて8億5,000万円というものが目の前にあると、なかなか将来の経営について不安が増大していると。「これを解消するためにも使いませんか」というお話をして、積算をしたところ、特養自体も44床では1,000万円から1,500万円のマイナスになるのだと。老健もマイナスになるということで2月になって、「じゃあ、経営統合をしていきましようか」と。

そうすれば医療型の施設ということでやっていけば、病院が医療が後ろ盾になる施設ということでやっていけば、少しは改善されるのではないかと。これは、デイケアがそうなのです。医療型の支援がなければ、病院の支援がなければ、デイケアはできませんから。そうすると、デイケアであれば経営のプラスが見えるというところもありましたし、ただそれをやってもなお老健、特養、両方の経営ではこれは破綻をするというところで、今回特養 80 床というふうに出てきたわけです。その中で、2 月の時点で法人のほうは経営統合について了解をしますという見解を持っていましたから、再度そうは言っても特養 80 床で経営することによって、経営の安定化が図られるという状況も見えてきたので、「それでしたら、特養のほうで法人で改めてやるという姿勢を持ちませんか」という投げかけをしたところ、「それはもうできません」と「2 月の結論でいいです」という答えが返ってきましたから。決して検討をしてきたということではなくて、一つひとつ段階を踏んでいまの時点に立っているというところですよ。

社会福祉法人木古内萩愛会については、公設民営の民営ということでの経営は難しいという判断を持っていますが、いまほかの医療の法人とか投げかけることができるかということ、そういう状況ではありません。来年の 4 月に開設に向けてもう動き出しているわけですから、そういった中では町でしっかりと支えていかなければならない。特養 80 床にしまして現在の恵心園にいるかた、いさりびにいるかたがそのまま入って行って、住民のかたにもしっかりと説明をし、町が進めることによってやはり安心安全ということが補償できますから、いまはそこをしっかりとやっていこうという考え方で進めているということをご理解いただければというふうに思います。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 デイサービスの件で、少し補足をさせていただきます。

竹田委員がおっしゃる負担が増えるというのはごもっともなお話なのですが、この先、地域包括ケアを進めるにあたっては、地域で過ごすイコール元気な高齢者を作っていくましようというのも一つあります。それをするためにもデイサービスでは実施できていないリハビリをデイケアで行いますので、これを定期的にも実施することによって、介護度が進まない。さらには逆に、要介護から要支援になるというかたも出てきております。実際、本日も書類が回ってきた段階で、介護度 1 だった人が要支援 1 になったというようなケースも出てきておりますので、住民にとっては負担は増えますけれども、ADL があるというようなメリットもございます。

また、どうしても負担が上がった分でなかなかいまままで 2 回行っていたのを 1 回にせざるを得ないというような場合につきましては、病院のほうで短時間通所リハビリというのでも実施しております。こちらについては、食事は出ませんが同じくりハビリスタッフが利用者さんにあたりリハビリを提供することにより、いまの状況を維持していきましようというようなことでやっておりますので、デイサービスからデイケアにすることで、一時的に町の持ち出しが増えるかもしれませんが、継続してやることで介護保険そのものの全体が将来的に抑制されるということが考えられますので、そこはやってみなければわかりませんが、そういうことも考えられるということをご理解をしていただきたいと思います。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 同じことを 2 回も 3 回も繰り返したくはないのですけれども、いま副町長が言われたように、例えば 50 床の経営であれば結構経営的には厳しい。だけれども、80 床で約満床になれば経営の採算ベースには乗るといふ。これ以前からだいたいそういう目安で、ずっと介護福祉施設の言われてきた部分。例えば、町でも公設公営で特養 80 床を請け負うという。決めた背景というのは、やはり 80 床だったら採算が取れると。そういう部分をやはり踏んでの判断だろうというふうに思うのですよ。だから、何か法人が「80 床で法人経営でやりませんか」と言っていて、何が「あれでできません」というのかどうもその辺が理解。80 床だったら、いままで 50 床から 80 床になればだいぶ余裕が出る。ただ、看護師の確保だとかいろいろ人材確保にはいままで苦慮してきているあれがあるからということだけなのだろうかという気がするのだよね。

平野委員長 竹田委員、元々 80 床全部が恵心園がやるという話は、1 回も出ていないでしょう。そもそも 40 床のところからのスタートだから。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 15 分

再開 午後 2 時 25 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

又地委員。

又地委員 まず 1 点目は、現状の恵心園と老健職員との処遇の差があるのかどうかという問題が 1 点。

それから、課題等についての (1) 番目の「調整が必要となります」、この辺りが一番問題ではないのかなとそう思っているのです。それで、この「調整が必要だ」と結んであるけれども、難しい問題があるのかどうか。これは、我が町だけのことではない。他町との絡みも随分いっぱいあるだけに、振興局のほうとの話も随分上手くいっているように耳には伝わってくるのだけれども、実際にどうなのかという部分。

それと、特養施設の恵心園さんが例えば今回、統合されたとなったあとの財産はどうなるのかと。例えば統合されてスタートするわけです、うちのほうで。ところが、あの施設を恵心園さんのほうで旧法人サイドで売りますと。どこかに売られたとする。そうすると、お金がある人はあそこを買って改修して、同じような商売をはじめないとも限らない。そうなった時は、うちの今回やる 80 床プラス 8 の包括ケアの 20 床、こっちのほうで今度危機感が出てくる。誰かが買ったとしたら。そういう話もあるのですよ、聞こえてきています。なので、その辺をどんな整理をしているかちょっと聞いておきます。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 私のほうからまず課題に面について、お答えをいたします。

現状、渡島総合振興局の社会福祉課のほうに、課長も最初に説明をしましたが、まずこの話を進める上の前提。特別養護老人ホームの整備枠、これが我が町にだけない。いま 30 増やしたいということで。その 30 をいただくために協議というかお願いをしているところです。これは、長万部と八雲を除く 9 町の同意がないとできないと。現在、第 6 期

計画の南渡島圏域で積み上げた中で、約 50 床が特養の整備枠が余っているという事実があります。これは確認をしております。なので、木古内で 30 欲しいと言ってほかの町が了解をいただければ、これはまずクリアできる見込みとなっております。これは、あくまでも整備枠だけの話です。この整備枠をもらえるとすれば、次にそれをどこでやるのか、どういう形態でやるのかというところで、現在それはいま町のほうではいさりびを使って、いさりびのほうで 80 床確保できる設備が既にありますので、そこを老健を廃止して特養に転換できないかということで、話を進めています。いま、枠の協議を申請している段階で、全体像は社会福祉課のほうにはお話をしております。当然、いま同時並行で議会等にもこれから説明をしていきますという上で話をしている段階で、まだ良いとか悪いとかそういう段階ではございません。

このあと、枠がもらえるとすれば実際に特養をどうやってやるのかということで、いま変更になるのか、いまの木古内恵心園をやめて新しく町でやるのか。それとも、経営母体だけ法人から町で移管するだけで済むのか、そういう具体的な話を社会福祉課のアドバイスをもらいながら進めていくことになると思います。

同時に、社会福祉法人をまだこれは解散をするとは決定はされていませんけれども、解散するとするのであれば、社会福祉法上の縛りがありますので、勝手に法人がやめますとすることはできません。これは、国会等の認可がいりますので、その手続きについて具体的な指示を仰いでいくと。これは、法人側の仕事になると思いますが、そういうことになると思います。

同時に、いま特別養護老人ホームの建物です。これについては、国・道、町も入っているのですけれども、建てるにあたっての補助金が入っているということは確認をしております。なので、勝手には処分はできないと。当然、もう耐用年数とかが過ぎて、ほぼ返還ということは一般的に考えてないだろうと、建物の古さからして。そうは言っても勝手にこれをどこかに法人が売るとかそういうことは一切できませんので、その辺は道の社会福祉課の指示の下、進めていくことになろうかと思っております。以上です。

平野委員長 羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 処遇の差についての質問でございますけれども、確かに処遇の差が一番働くかたにとっては給与面、それとここでは大きくは法人を解散した場合には、退職金という部分が出てこようかと思っております。

給与面につきましては、様々な諸手当等がございますので、当然同じ統一のものではありません。恵心園で支給されているものを町として、いさりびでのものとは全く違いますので、そこは事務レベルで協議を進める中では、どのような状況かというものを把握しております。統合時には、その辺は差のないように、いま現在を下回らないような形での制度設計というものを考えております。

そして、退職金につきましても、法人として法人の制度に乗かって、いま退職金を積立をしておりますので、法人を解散した場合にはそこは一度精算されますので、その後の制度というものにつきましても、ここはきっちり退職金が出ないとかとならないように不利益が生じないように、そこも検討していきたいというふうに考えております。

平野委員長 副町長。

大野副町長 財産処分の関係なのですが、ハード面の施設とそれと資産、基本財産、積立

金です。両方ございます。建物について、残してしまうと法人の解散というのは、これは困難になってきます。法人が引き続き、管理・運営をしなければならないということで、管理しなければなくなるのです。そこで、法人には「町に無償譲渡をしてくれ」とこういうような話はしております。また、基本財産等の積立金、これについても町で経営することになりますから、これは法人で持っている必要はありませんので、これもまた町のほうに移管してもらおうと。こういうような手続きを取っていく予定でございます。

平野委員長 ほか。

又地委員。

又地委員 いろいろ老婆心ながら心配することを聞きました。もう 1 点、利用者の一部負担がこれは増えるのは間違いなしというふうに捉えました。そこで、負担増になる金額がまだ出ていない中で、こういう話をするのはちょっとあまり心配しすぎかなとも思うのだけれども。その一部負担が増える金額によっては、移転と同時にいきなり上げるという方法でなくして、これは議会とも議論をしないとだめだろうと思っているのだけれども、時限立法的な考え方。例えば初年度、2 年目、3 年目というようなそういう方法を取るべきだろうと私はそう思っているのです。これは、いまでも負担がそれなりに厳しいという中で、家族が一生懸命努力をしているという入所者もいるわけです。その中では、やはりいきなり行くというのは、これはなかなか大変だろうとそう思うのです。担当部局のほうでは、家族なりに丁寧に説明をするとあるけれども、その負担の金額によってはこれはいくら説明をしても理解をもらえない部分もある。そういう中では、やはり時限立法的なものも考慮しないとだめだろうとそんなふうに思っていますので、その辺は十分検討してください。

平野委員長 ここに記載しているとおり、緩和等を含め協議を進めますということですので、まさに心配してそのことを言ったわけですから、入所者に家族については、少しでも負担が増えるのが増が少なくなるような協議を検討していただきたいという思いです。

新井田委員。

新井田委員 いまのお話の関連になりますけれども、私もいま話が出なければちょっと聞きたいなと思っていたのですけれども、もう少し各委員さんもおられるので、この辺の金額増、いわゆる一部負担金の内訳というか金額ベースはこれからだという部分はあるのでしょうけれども。どんなふうに、例えば特養さんの部分の金額といまの老健さんの金額とどの程度の誤差が出るのだと。どういうふうな形で合体されて一つの単体になるのだと、その辺の流れを皆さんに。金額は出ていないのかもしれないけれども、その辺の内訳をわかるように説明をしていただければと思うのですけれども。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 36 分

再開 午後 2 時 37 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 一部負担金の負担していただく金額は、所得によって段階を設けられております。概算で申し訳ありませんが、恵心園から個室のいさりび、これを特養として

利用した場合には、いま負担されている金額から一番低いかたで 1 万 6,000 円程度増になります。多いかたで 4 万円近い増となります。1 万 6,000 円から 4 万円程度範囲内の負担増となります。あくまでも所得に応じたものとなります。

現に、いさりびに入所されているかたが老健から特養という種別に変わりますので、その際には若干一部負担の額というものは落ちますが、それ以外に紙おむつなどを利用されている場合には実費負担となりますので、いさりびのかたにつきましては、ほぼ負担増にはならないというふうに考えております。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 38 分

再開 午後 2 時 45 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、質疑をお受けします。

吉田委員。

吉田委員 先ほどの又地議長からの質問の副町長の答弁で、その後の法人の施設の関係の答弁がありましたよね。町に譲渡していただきたいと。その部分で、これ 30 何年も経っている施設ですよ。それを何か目標があれば別途使用という感じもあるのですけれども、そのまま使わないとそれをもし古くなって壊すとなると大変な額と感ずるのでよね。その部分では、もう考えているのであろうという答弁だったと思ったのです。その辺で今後のことだからまだわからないですけれども、先日、東川町のやつの新聞等を皆さん見ましたよね。これから介護の人達も減っていくという、学校を誘致してそこの町でそういうことをやると。町もこれだけの施設があって、そういう人達のこと考えれば、そういう専門学校なり海外からのそういう人達を受け入れる施設にという考え方も必要なのかなとチラッと思ったのです。その辺で先ほど又地議長に対する答弁の中で、町が譲り受けてその施設をはっきり何かに使おうというのであればいいけれども、何もなくてただ譲ってもらったらそのあとの後の処分の仕方が大変な金額になるので、まだ決まっていないと思うのですけれども、いま現時点でそっちのほうがいいのか。逆に、法人に土地も含めて処分してしまったほうが私はいいいのか、どうしたらいいのかなとその辺の考え方を再度聞きたいのですけれども。

平野委員長 副町長。

大野副町長 まず、先ほど武藤室長のほうから補助金が入っているということで、報告をしました。補助金適正化法からの償還をしなければならないかどうかというのは、これからの協議で微妙なところではあるのですけれども、福祉目的で使うということであれば、返還はしなくていいというのが適正化法に書いてありますから、同一目的で使用した場合には、返還を免れるというふうに思っておりますので。いま、まず当面考えているのは、災害の時の福祉避難所ということで、箱がありますから。そこには、人を避難させることができる。ましてやバリアフリーになっていますから、福祉の支援が必要なかたが避難できる場所ということであれば、適正化法には引っかからないだろうと。まずそれ

をやっておいて、次にどのような利用策があるのか、福祉関連の事業で。これは、いまあれです、これです、これですと言ってもその話が町で一人歩きをしても困るので、案を練り上げた上で議員の皆さん、そして住民の皆さんにも説明をしていきたいなというふうに思っております。

いまおっしゃった介護従事者が少なくて、海外のかたに研修をさせているそのための教育施設ということであれば、まさに福祉でベッドだとかも入っているわけですし、やろうとすればすぐできる事業かなとは思いますが、それを選ぶとはいいません。

平野委員長 先ほど答弁では、理事者から建物があると解散できないので、町に無償で譲渡させてくださいという話がきました程度だったのですけれども、それを町として受けるという考えを持っているということによろしいですね。

ほか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 52 分

再開 午後 2 時 54 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

竹田委員。

竹田委員 先ほど、武藤室長から言われた南渡島の協議会の関係。これ介護第 7 期に向けた部分での協議会は開催されると思うのだけれども、そうでなく臨時の協議会を開催してもらって、この部分の枠を確保するということなのか。それとも、後段に開催される協議会の中で議論をするのかどうなのか、そこだけ。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 いま、協議会のほうは事務局社会福祉課のほうに依頼をかけているのですが、実際に会議が開かれるのか、あるいは今回この案件しかないはずなので、書面で賛同するのか、それとも反対するのかという二通りがあると思います。社会福祉課のほうに聞いている段階では、いままだ結論は出ていないようなのですけれども、我々あした副町長が管内の副市長に説明をし、いま昨日来、今週前半に私と課長のほうで知内・福島を担当課長、そして松前のほうは電話だけでいいということでご了解を一応私どもの考えは理解をさせていただいております。なので現在、反対等々はないのかなと思いますが、開かれるか書面になるかというのは、また近々社会福祉課のほうで結論が出ると思います。以上です。

平野委員長 副町長。

大野副町長 補足になるのですけれども、聞かれないことをちょっとお答えするのですが、中間施設ということで老人保健施設を建設する際に、知内・福島・松前の住民のかたに利用をしていただきたいということでお願いに行った経過がございます。

そこからしてこの地域、渡島西部地域で中間施設である老人保健施設がなくなっていいのかという議論が出てくるかと思っておりますので、そのところも知内・福島・松前の担当に話をし、理解をいただいているという状況です。

あす私がほかの町の副町長にもその旨、話をしてくる予定でありますし、南渡島連絡協議会です。ここでの議論になるでしょうから、木古内はこういうことを考えて提案をしていますよということを説明してくる。それが副町長会議がちょうどありますので、そこでその他のところで説明をさせていただきますということで、事務局にはお願いをしています。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 最後に 1 点だけ、前回の議員懇談会の時には伝えたのですが、今回の先ほどから出る様々な町民の意見を打ち消すというわけではないのですが、振興計画にも載っていませんし、年度当初の町長の執行方針にも出ていません。その流れからいくと、やはり経営が大変だからだとか看護師が不足だからだとか、施設にこれからお金がかかるからだとかそういうマイナスのイメージの下、合併するのだというイメージがどうしても拭えないと思うのです。きっかけはそこであっても今後、木古内町の福祉を左右する大きな大変なわけですから、やはりこの経営統合をするにあたって、町としての指針。これから人口減少も含めて、いまこの施設にするにはこういう目的があるのですというしっかりとした町の考えをどこかの場で早めに出してほしいなと思いますので、前回も伝えておりますけれども、再度伝えておきますので、よろしく願います。

以上をもちまして、第 1 回総務・経済常任委員会を閉じたいと思います。

お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、平野病院事業事務局長、羽沢保健福祉課長、武藤包括ケア推進室長

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志